

第68回大阪市大規模小売店舗立地審議会

日時：平成29年7月28日

開会 午前10時00分

○事務局 お待たせいたしました。ただいまから大阪市大規模小売店舗立地審議会を開催いたします。

委員の皆様方には、何かとお忙しい中、当審議会に御出席いただきましてありがとうございます。本日、司会を務めさせていただきます経済戦略局産業振興課担当係長の山腰と申します。この4月より、千葉の後任として着任させていただきました。今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

本審議会の委員数は9名でございますが、現在8名の出席がございますので、審議会規則第7条第2項の規定により、本審議会が有効に成立していることを御報告申し上げます。

本日の審議会は、大店立地法に基づき届出がありました新設案件2件について審議をお願いいたします。

なお、配付資料についてですが、お手元にお配りしております会議次第、配席図、委員名簿、大阪市意見（案）について、軽微な延刻等に係る手続の状況の計5種類となっております。不足等はありませんでしょうか。

別にお配りしておりますパワーポイントの資料につきましては、前に映しておりますパワーポイントを紙資料にしたものです。説明の際は、前の画面をごらんいただきましてこちらは御参考にしていただければと思います。

それでは、加藤会長、議事進行をよろしくお願いいたします。

○加藤会長 おはようございます。それでは早速、議事に入りたいと思います。本日、御審議いただきますのは、先ほど事務局から説明がありましたように新設案件だけです。次第に従いまして、審議案件をお諮りしたいと思います。

まず、議事の1です。（仮称）ドラッグコスモス八幡屋店の新設に関する届出内容につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○事務局 商業立地担当課長の穂積でございます。（仮称）ドラッグコスモス八幡屋店の新設について御説明申し上げます。

本件は、地下鉄中央線大阪港駅から、東へ約1キロの港区八幡屋3丁目17番1、ほかに2階建てのドラッグストアを新設するとして、届出があったものでございます。店舗面積は1,440平方メートルで、設置者及び小売業を行う者は株式会社コスモス薬品となっております。用途地域は準工業地域、平成29年1月5日に届出があり、新設予定日は平成29年9月6日となっております。

敷地周辺の状況といたしまして、まず計画地全体を東側から写した写真です。次に、計画地北側道路から北西方向の写真です。同じく、北側道路から南東方向の写真です。次に、東側道路から南西方向の写真です。同じく、東側道路から北東方向の写真です。次に、南側道路から南東方向の写真です。同じく、南側道路から北西方向の写真です。最後に、計画地西側から北東方向の写真ですが、西側は隣地建物となっております。

次に、施設の配置に関する事項について、各施設の場所を平面図で御説明いたします。

駐車場は建物1階に19台、建物東側の敷地に25台、合計44台設置されています。別途、従業員用として23台設置されております。また、自動二輪車用として建物1階南側に3台設置されています。駐輪場は建物1階に53台、建物東側の敷地内に31台、合計84台設置されており、うち4台が原付用です。荷さばき施設は、建物1階東側に40平方メートル設置されております。また、廃棄物等保管施設は、建物1階北側に保管容量11.7立方メートル設置されております。

以上、施設配置に関しまとめたものとなります。

次に、施設の運営方法に関する事項について御説明申し上げます。小売店舗の開閉店時刻ですが、午前9時から午後10時までとなっております。来客の駐車場利用時間帯は、午前8時30分から午後10時30分までとなっております。駐車場の出入口は、計画地北側に出入口が1カ所設けられております。荷さばきを行うことのできる時間帯は、午前6時から午後9時までとなっております。駐車場の出入口付近の状況といたしましては、計画地北側の出入口付近の写真ですが、こちらは北西方向に見たものとなっております。こちらは、出入口正面から少し東側に見たものです。出入口の前の道路より右左折イン、右左折アウトとなっております。

次に、届出書の添付書類の概要について御説明申し上げます。

建物は地上2階建てとなっております、店舗面積は1階に60平方メートル、2階に1,380平方メートルの合計1,440平方メートルです。主として販売する物品は、医薬品等でございます。

駐車場における必要駐車台数についてですが、当店舗における各値から指針に基づく必要駐車台数を求めると44台になります。これに対し設置台数は44台となっております、指針の必要駐車台数を満たしております。また、来客の自動車の来店経路は、ごらんのとおりです。

続いて、騒音関係について申し上げます。騒音発生源となる施設設備の稼働時間については、ごらんのとおりです。発生騒音の予測・評価について、計画地の南側は道路を挟んで天保山運河となっておりますので、予測地点の設定は南側を除く店舗周囲3カ所3地点に予測地点を設定しており、各地点の周辺写真はごらんのとおりとなっております。まず、北側の予測地点A及びA'。次に南東側の予測地点B。同じく北西側の予測地点C。各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果及び、夜間午後10時から午前6時までの等価騒音レベルの予測結果は、それぞれ環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベル最大値の予測結果は、規制基準を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係ですが、1日当たりの予測排出量が6.9立方メートルに対して、保管容量合計11.7立方メートルと十分な保管容量を確保しております。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見書の受付状況及び本市意見書の検討状況について御説明します。届出書の縦覧及び住民等意見書の受付については、平成29年1月20日から平成29年5月22日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。なお、本届出に関して本市関係局等で構成する大規模小売店舗立地法連絡会議において、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について、法の趣旨や指針を踏まえた

対応と配慮がなされているということを確認し、お手元の別紙資料のとおり、本市意見案につきましては意見なしとの取りまとめを行っておりますが、附帯意見案といたしまして、新設後においても対応策の前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

当該店舗の設置者は、地域社会の一員として社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努められたい。との取りまとめを行っているところでございます。

以上で、説明を終わります。

○加藤会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきまして、御質問、御意見をちょうだいしたいと思います。いかがでしょうか。

○吉川委員 当該建物敷地の東側と南側に臨港道路がありますが、これは一般に利用されているのでしょうか。

○事務局 はい。一般の方も通られております。

○吉川委員 経路としては、これは右左折インですよ。

○事務局 前の道路は突き当たりが運河になっていまして、右左折インする出入口のところは、交通量が非常に少ないです。

○吉川委員 なるほど。なので、設定経路、案内経路はそうなっているのですか。

○事務局 そうです。

○吉川委員 ただし臨港道路を通過してここに来る人もいるかもしれないということですか。

○事務局 そうですね。前に市営住宅がございますので、その周辺の方が主なお客かと思えます。

○吉川委員 わかりました。ありがとうございます。

○加藤会長 周辺にドラッグストアは他にありますか。

○事務局 ないです。大阪港駅の近辺に確か1つぐらいあったと思うのですが。ここは運河の近くで、トレーラー等が通るような場所です。地図で言いますと、計画地の北側のほうは住宅地になっていますけれども、南側になりますと完全に工業地帯で倉庫とか港湾関係の方がたくさんおられるようなところなんです。前の道については、市営住宅がございますので、住民はそれなりにはおられるのですが、右側のほうに行きますと、もう突き当たりが運河となっていますので、交通量は非常に少ないです。

○加藤会長 その点はよろしいですか。どうぞ。

○川崎委員 ドラッグコスモスさんというのは、普通の薬局とは少し違ってスーパーマーケットのような形態をとっている非常に集客力のあるチェーン店ですので、ある程度は集客を見越して建ててらっしゃるのではないかと思うのですが。少し気になったのが、近くに小学校が2つありますけれども、先ほどのお話のように計画地が運河側なので、道路までは子供たちが通らないと思うのですが、オープニングのときだけは人が集まるのではないかと

懸念されます。

○事務局 オープニングのときには交通整理員を立てるようにと伝えます。我々も最初に聞いたときは、なぜこんなところに出店するのか疑問に思ったのですが、やはり将来を見越して投資をするということでした。

○川崎委員 ドラッグコスモスは近畿周辺で急激に店舗を増やしています。

○加藤会長 多分食品が50%ぐらい占めていると、もっといっているかもしれませんけど。

○川崎委員 お店の形態は見てないとわからないですけど、いわゆる私たちの思っているような薬局ではないです。

○事務局 近所に小型のスーパーが出たということになると、また違ったことになるかもしれません。最近ドラッグストアでもミニスーパーのようなところがございますので、そういう形態をとれば上が市営住宅で、お年寄りとか結構いらっしゃいますので、お客さんの入りがあるのではないのでしょうか。

○吉川委員 あと、もう一点。東側にデイサービスや特養などの福祉施設があると思うのですが、来退店経路と同じ計画地の北側の道を使って、施設への送迎車が通ることになっているのでしょうか。要は、時間交通量が8台ほどで少ないとは思いますが、お年寄りの方が来られる朝や夕方を含めての平均ですので、朝夕に、そういった車と右折インとの車との錯綜が少し気になるのですが。

○事務局 そのことも含めて、オープン時はどのような状況になるかわかりませんので、当面の間は交通整理員をつけるように言います。今のような御意見があったので十分に認識して注意するようということ、向こうには伝えていきたいと思えます。

○吉川委員 わかりました。

○加藤会長 ほかによろしいでしょうか。

○山本委員 届出の書類の21ページで、町並みづくり等への配慮等という欄で、景観への配慮について周辺環境を考慮した外観としますとありますが、見たところ周りは住宅地ですが、商業施設が入ると、色相とかかなりの壁の色とかがあると思うのですが、そういうものについて注意を払う、そういった意味になるのでしょうか。それとも、ほかの系列店と同じようなものを出すということになるのですか。切面図だけでは、色とかまではわかりませんでしたので、地図を見たら結構住宅が建っているところですので、こういう商業施設が来るといって、景観面では結構インパクトがあるのかなと思いました。

○事務局 もともとはこの計画地は倉庫でしたので、景観面では、それなりに町になじんだようにはすると思えます。色がどうのこうのというのは、特に際立ったようなことはしませんし、系列店ですから大体色はもう。

○加藤会長 ほかのところでも許されていますが、ピンクなので際立った色だと思えますよ。そういうことで問題になる企業もありますが、市町村はあまり景観や色については文句を言っていないと思えます。箕面や京都は景観というか、色についての規制があるので、極めてソフトな感じにはしているのですが。同じような色でも彩度などいろいろありますので。大阪市は特にそれは。

○事務局　　ないと思います。突拍子もないのであれば、住民説明会のときに住民から意見が出ると思うのですが、今まで色については特段の意見は出ていません。というのも、設置者側が配慮しているのだと思います。住民説明会の議事録を見ますと、やっぱり子供や小学校の関係や、お年寄りが行けるのかとか、他には音がうるさいなどの意見が主流で、景観については緑を増やしてほしいというのがあります。

○加藤会長　　植栽をどれぐらい設けないといけないかは決まっていないのですか。

○事務局　　ある程度決まっているのですが、それ以上に設けてくれという意見があります。ある店舗の時は、塀じゃなくて緑で覆ってほしいというような意見が住民からあって、そのとおりにされていました。

○加藤会長　　周辺住民の生活環境の保持というのが法律の趣旨なので、大店立地法と関係ないといえば関係ないのですが、昔からこういう議論はいろいろあり、周辺住民の生活環境の保持だけに限定してしまうのか、もう少し広い意味でまちづくりみたいな中で店舗を考えないといけないという、大きく言うと2つぐらいあって、そのまちづくりみたいなところが、景観などで少し入っているのですが、これで厳しく意見などするということはほとんどなくて、お互いに暗黙の合意ぐらいの範囲で行われているような、そんなイメージです。常に書いてはあるので、どんどん言っていただくと、多分出店者側も少しずつ対応を考えてくるとは思うのですが。

○山本委員　　ここは準工業専用地域ですが、実質はもう住宅地になっているようですので、こういう場合は少し周辺との調和ということを考えていったほうがいいのかという気はします。

○事務局　　わかりました。それもそういう意見があったということ、出店者のほうに伝えておきます。

○加藤会長　　色については出店者側もいろいろ対応しているので、こちら側もきちんと対応しないとたいへんです。景観条例というのは、市長が決めることだと思いますが。

○山本委員　　法的な強制をかけるというのは、やはり景観条例の地区詳細計画ぐらいまでやっていかない限りはできませんので、ないところで意見としてどこまで配慮がされるかどうかということだろうとは思いますが。

○事務局　　わかりました。

○加藤会長　　一度、調べられたらいいと思います。

○事務局　　はい。わかりました。

○加藤会長　　ありがとうございます。ほかには。

○澤村委員　　確認ですが、届出書の8ページの中に経路等を来店者に知らせる方法で、チラシ等への掲載がここに書かれているのですが、最近では新聞を取られる方が、高齢者でも減っています。今まででしたら高齢者は取っていたのですが、高齢者も読まないということで新聞を取らない方が結構いらっしゃるの、チラシだけではちょっとしんどいのではないかと気になりました。若い方も読まれないので、商業施設がオープンするときはホームページに掲載されると思いますので、そこでクリックしたら経路とかが出てくるようにされたほうが、車で行かれる方でしたら検索をかけたときに、ここかということわかるような気がし

ますので、そのあたりについて伝えていただいてもよろしいですか。高齢者ではホームページもチラシも見られない方がいらっしゃるので、やっぱり掲示板とか、ホームページは情報通信系ですけど、逆にまたアナログ的なところで、地域住民の方に対しては、町会の掲示板に貼ってもらうとか、そういうところの案内もできることであればしていただくほうがいいのではないかなと思います。アナログと情報通信と2方向で周知されたほうがいいのではないかなという気がしました。

ホームページに駐車場のこの経路とかを掲載するのは、そんな難しいことではないと思います。チラシというのは、もう最近新聞を取られない方が多いので、ちょっと気になりました。

○事務局 わかりました。他都市の状況も一度調べてみまして、確かに新聞を取らないという方が増えているということはあると思いますので、その辺もどういうふうにしているのかということ調べてみます。

○加藤会長 そうですね。確か凸版のシュフーというサイトだと思うのですが、ネット上にチラシが全部出ていますよね。

○澤村委員 シュフーというサイト、ありますね。

○加藤会長 要するに一般的なチラシの中に、入退店経路を入れるということでしょうか。入退店経路だけのチラシを配るわけではなくて、特売チラシの中に入れるということであれば、シュフーというのは誰が見るかが問題ですけど、その中に入れるなら見れるということですね。

○檜谷委員 そうです。でも車で行かれる方はホームページにアクセスされる方もいらっしゃるので、ホームページにオープン情報、場所と経路は入れておかれたほうがいいと思います。私は車に乗って行こうと思うときに、ホームページを見ますが、場所がわからないところだと、もう行かんところって思う人もおられると思うので。

○事務局 わかりました。

○加藤会長 はい。ありがとうございます。ほかによろしいでしょうか。

いろいろ御意見をちょうだいいたしましたが、届出上は法の趣旨に添い、指針を踏まえた内容になっているということで、当審議会としましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からの意見は有しないものとして取り扱ってまいりたいと考えますが、事務局からの附帯意見3点、それから道路の交錯の可能性があるので、オープン時あるいは状況を見ながら交通整理員を配備してほしいということ、それと、入退店経路については、周知の仕方について工夫をしてはいかかということ。これは口頭でよろしいでしょうか。大阪市からの案は附帯意見ですよ。

○吉川委員 口頭でお願いします。

○加藤会長 口頭で確認というか、意見を述べるということですね。前も議論になったと思うのですが、3つぐらい段階があって、意見ありの場合、その次が附帯意見ですね。その次が口頭で意見を述べるということだと思います。

それでは、口頭でその点は確認していただく。設置者に伝えていただくということによろしいでしょうか。ありがとうございます。

続きまして、議事の2、茶屋町17番地計画の新設に関する届出内容につきまして、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○事務局 茶屋町17番地計画の新設について御説明申し上げます。

本件は、阪急電鉄梅田駅から北へ約190メートルの北区茶屋町17番1、ほか3筆に8階建ての商業ビルを新設するとして届出があったものでございます。店舗面積は、1,699平方メートルで、設置者は阪急電鉄株式会社、小売業を行う者は美津濃株式会社となっております。用途地域は商業地域となっており、平成29年1月20日に届出があり、新設予定日は平成30年4月1日です。

敷地周辺の状況といたしまして、まず計画地全体を北西側から写した写真です。次に、計画地全体を南西側から写した写真です。次に、西側道路から南方向の写真です。次に、西側道路から北方向の写真です。次に、南側道路から東方向の写真です。次に、南側道路から西方向の写真です。次に、東側道路から南方向の写真です。次に、東側道路から北方向の写真です。次に、計画地北側から東方向の写真ですが、隣地建物と接しており道路がありません。同じく、計画地北側から西方向の写真です。

次に、施設の配置に関する事項について各施設の場所を平面図で御説明いたします。駐車場は隔地駐車場で阪急梅田駅駐車場を使用します。こちらに17台設置されています。自動二輪用は、建物南側に1台設置されています。駐輪場は、建物8階に75台設置されており、うち7台が原付用です。荷さばき施設は、計画地の南東にある商業施設NU茶屋町の地下1階にある荷さばき施設を共同で使用することになっております。廃棄物等保管施設は、建物東側に保管容量8.1立方メートルが設置されております。以上、施設配置に関しまとめたものとなります。

次に、施設の運営に関する事項について御説明申し上げます。小売店舗の開閉店時刻ですが午前7時から午後12時となっており、来客の駐車場利用時間帯は午前6時50分から午前0時10分までとなっております。駐車場の出入口は、駐車場の東側、中央付近、西側に入口が3カ所、北西側と西側に出口が2カ所、合計5カ所設けられています。荷さばきを行うことのできる時間帯は、午前6時から午後9時までとなっております。駐車場の出入口付近状況といたしまして、①東側の入口付近の写真ですが、左折インとなっております。こちらは②西側の入口付近ですが、左折及び直進からの入庫となっております。こちらは、③中央付近にある入口ですが、一方通行で右折インとなっております。こちらは、①北西側にある出口ですけども、右折アウトとなっております。次に、こちらは①西側にある出口ですが、左折もしくは直進での出庫となっております。

次に、届出書の添付書類の概要について御説明申し上げます。建物は地下1階から地上8階建てで、店舗面積は1階から7階までの1,699平方メートルとなっております。主として販売する物品は、スポーツ関連用品でございます。駐車場における必要駐車台数ですが、当店舗における各値から指針に基づく必要駐車台数を求めると17台となります。これに対し設置台数は17台となっており、指針の必要駐車台数を満たしております。また、来客の自動車の来店経路は、ごらんとおりとなっております。次に、来客の自動車の退店経路はごらんとおりです。

続いて、騒音関係について申し上げます。騒音発生源となる施設設備の稼働時間については、ごらんとおりです。発生騒音の予測・評価について、予測地点の設定は、店舗周辺の3方向3地点に予測地点を設定しておりますが、店舗西側については道路を隔てて阪急梅田駅となっており、また南側は神社のため予測から外しております。各地点の周辺写真は、次のとおりとなっております。まず、東側の予測地点A。次に、南東側の予測地点B。次に、北側の予測地点C。各予測地点の昼間午前6時から午後10時までの等価騒音レベルの予測結果及び夜間は午後10時から午前6時まで等価騒音レベルの予測結果はそれぞれ環境基準を満たしております。また、夜間午後9時から午前6時までの騒音レベルの最大値の予測結果は、規制基準を満たす結果となっております。

続いて、廃棄物関係でございますが、1日当たりの予測排出量が8.0立方メートルに対して、保管容量合計8.1立方メートルと保管容量を確保しています。

最後に、本届出に関する縦覧、住民等意見の受付状況及び本市意見案の検討状況について御説明します。届出書の縦覧・住民等の意見書の受付について、平成29年2月10日から平成29年6月12日までの4カ月間行いましたところ、意見書の提出はありませんでした。なお、本届出に関して本市関係局等で構成する「大規模小売店舗立地法関連連絡会議」において、駐車需要など交通関係や騒音・廃棄物等の各項目について法の趣旨や指針を踏まえた対応と配慮がなされているかということを確認し、お手元の別紙資料のとおり、本市意見案につきましては意見なしとの取りまとめを行っておりますが、附帯意見といたしまして、新設後においても対応策を前提として行った調査・予測結果を検証するなど、周辺地域の生活環境の保持についても適正な配慮をして、店舗の維持・運営に努めること。

当該店舗の設置者は、地域社会の一員としての社会的責任を十分自覚し、周辺地域の生活環境保持のために、指針に基づき法的配慮を求めている事項についても、関係行政機関や地域住民と協力して適切な対応に努めること。

交通安全の確保に努めるとともに、周辺環境に悪影響を及ぼさないよう、地域住民や関係機関と協議・調整し、生活環境の保持に努めること。との取りまとめを行っております。以上でございます。

○加藤会長　　ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして御質問、御意見をちょうだいしたいと思います。どうぞ。

○檜谷委員　　事前に送っていただいた届出書の21ページになりますけれども、緑化対策についてという項目について、敷地内に緑地はありませんと記載されています。これは、できるだけ緑を増やしてくださいねという趣旨で、大阪市としてはこういう項目を設定されていると思うのですが、何もしていません、何もしませんという意思表示としか読めなくて、これについてはちょっと配慮していただく必要があるのではないかと思います。緑化の方法は、壁面緑化だとか屋上緑化だとか幅広くあると思います。大手さんでもいらっしゃるし、何らかの努力をしていただき、大阪のまちづくりに貢献していただきたいということを申し上げたほうがよいと思います。

○加藤会長　　口頭でよろしいですか。

- 檜谷委員 はい。
- 事務局 はい、わかりました。
- 加藤会長 ありがとうございます。ほかに。
- 扇長委員 駐車を隔地駐車場ということで、阪急梅田駅の大きい駐車場の中に17台確保するということですが、この場合は17台専用のスペースを取ることでしょうか。そこがちょっとわからないのでお聞きしたいのですが。
- 事務局 専用というわけではないみたいですが、我々も実際に駐車場を見に行ってみました。かなり広い600台ほど入る駐車場でございまして、2回行ったのですが、埋まっているのが半分ぐらいのような状況でございました。
- 扇長委員 通常は、別に17台専用のスペース確保するわけじゃなくて、17台ぐらいはいつでも入れるだろという、そういうことですか。
- 事務局 そういうことです。ただ、他の店舗でも同じようなことがあって、集中したときどうなるかということは、こちらからも聞いており、そういう場合は別途案内しますというような回答をもらうことが多いです。今回の案件は17台分なので、どういう状況かを見に行ったら、結構空きのある状況でした。
- 加藤会長 よろしいですか。
- 扇長委員 はい。
- 加藤会長 ただ、こちらが調べられるのは大変いいことだと思うのですが、17台は一応確保しているということなので、稼働率は向こうがデータとして出すべきことですよ。別に占有して使われなかったら、これは無駄でもあるのでそれは共用しても全然構わないと思うのですが、出しているのですかね。
- 事務局 駐車場の稼働率は出していると思います。
- 加藤会長 稼働率は出しているのですか。だから、常に稼働率を計算すると何台かはちゃんと空いている、少なくとも空いていますというのは。
- 事務局 言えます。
- 加藤会長 その根拠となるデータについては、向こうが出しているわけですね。
- 事務局 特に駐車台数については、それは前提となると思いますので。特に減らすときには必ず出てきます。
- 加藤会長 どうぞ。
- 吉川委員 意見ではなく質問なのですが、要は原則として必要な駐車台数は敷地内に設けると。隔地で確保できる場合には、その限りではないという前提でしたよね。何が言いたいかというと、気になるのは、ほかのところは敷地内に何とか台数確保しようと苦労されているわけですが、その苦労しているところと、隣地で確保できますと簡単に済ましているところとのバランスというのは、どう考えたらいいんでしょうね。
- 事務局 基本的には、台数は確保するのですが、場所というのは。
- 吉川委員 隔地に設ける場合には、さっきの稼働率等を吟味して、必ず入れることを我々は確認しなきゃならないという方針というか、基本というのはありますか。
- 事務局 ここに駐車しますと言っている、既にそこが常に満車であれば当然案内して

も使えないことになりますので、使える状況であるかということは確認した上で届出をしていただくことになります。

○吉川委員　今回は大丈夫ですけど、以前に道頓堀近辺の立体駐車場を確保されているケースがあり、少し気になっていたのですが。我々のタスクとしては、そういう場合にはしっかりと稼働率を見ると。

○事務局　その台数が確実に使えるかどうか確認します。

○加藤会長　隔地駐車場というのも何メートル以内みたいな感じで範囲がありますよね。

○事務局　300mか350mかだっと思います。数字が今不明なのですが、駐車場の附置義務条例がありますので、大店立地法の店舗についても準じています。

○加藤会長　御意見ありますか。今の話ではいいですか。よろしいですか。

○吉田委員　今の話とちょっとかぶるかもしれませんが、通常だと契約上17台をしっかりと借りているという形にしておいたほうが、やっぱり望ましいのではないかなというのがあります。それから、もしも台数を減らすのなら、減らしていくという手続きをきちんとすべきではないかというのが個人的な意見です。逆に、このエリアは駅前で、いろんなビルが駐車場を設けていくと大変なことになるので、本当はこういう大阪駅などは、町交通の計画などをつくって、駐車場もできるだけ共有化するとか、そういうことをやっていかないと商業施設の方にとってもあまりよくないですし、ここの交通が全てそういうので成り立つかというところ、こんな狭い道路では多分難しいので、そういうところはちょっと考えていかないといいのですが、そのときに、どれぐらい使っているのかなど、事後にきちんと調査結果等を出してもらおう。私が資料見る限りだと時間係数などが本当にこれで済むのかなというのがあって、例えば0.6と設定しているということは、ほぼ30分か40分でお店出てくということになっています。だから、設定が本当に正しいのかどうかということによっては、実は17台というのでは全然济足りないという話もちろんですし、逆に自動車の分担率がそんなに高くないということも当然あり得ると思うので、何かきちんとした数字を出して、事後調査結果のようなものを出していただいて、どこが合っていないのか確認するというのが本来のあるべき姿かなと思います。

○加藤会長　ありがとうございました。原則論としては、そもそも敷地内に確保するものですが、それが一定の範囲内であれば隔地でも結構ですと。ただし、一番厳しいというか厳密なやり方が、契約駐車場としてきちんと確保していますということですよ。

○事務局　大半のところは自分のところで駐車場をきちんと確保されています。そこから全然使わないので減らしますというのは出てきます。データに基づいて、何年かたって、ピークで50台確保していたけれども現実には25台しか使わないので30台にするという届出はあります。

○加藤会長　こちらのスタンスとしては、契約駐車場で確保するのが原則ですよ。ただし大阪市の特にこの都心の特有の事情からすると、必ずしもみんなが17台を常にキープしておかないといけないわけでもなく、御意見あったように共有したほうが望ましいという判断が一方であるわけですよ。だから、ステップを踏んだ上で確認していただいて、なおかつそれはやってみないとわからないことなので、今の御意見は本当にそうなっているのかど

うかということをごちらでも確認するし、事前のデータ等何かを独自の判断として蓄積しておいたほうがいいのではないかという御意見だと思うんですね。

○事務局　わかりました。

○吉田委員　あとはアクセス方法について、例えば、恐らくこういう会社さんだとホームページを必ず用意するので、アクセスのところでできるだけ車での来場を御遠慮くださいと書いていただくなど、ちゃんと指示したほうがいいのではないかとはい思います。

○加藤会長　それも口頭でよろしいですか。以前に随分それを言っていた時代がありますね。せつかく大阪市は公共交通これだけ発展しているの、そんなに車で来なくてもいいんじゃないかと。大店立地法としては、車で来て交通渋滞が起こったらまずいということで確保しなさいとありますが、個人的な意見ですけど、来ないように、来なくても済むようなことは、進めるべきなのではないかと。

○事務局　立地的にも阪急の駅のすぐそばなので、大抵は電車で来店されると思います。

○加藤会長　そうですね。それをさらに促進するためにも、口頭意見にするということで。ほかに。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

この案件につきましても、委員の皆様からいろいろ御意見をいただきました。届出上は、法の趣旨に沿い指針を踏まえた内容になっておりますということで、当審議会としましては、当該大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持の見地からは意見は有しないものとして取り扱ってまいります。事務局から説明があった附帯意見3点、それから委員から出された1つは景観に配慮するときの緑化についてと、それからできるだけ公共交通を利用するようにと、また利用者に対する情報発信についてですね。このことについては、口頭で設置者に意見を言っていただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、次が議事の2です。軽微な延刻などにかかわる手続状況についてということで、事務局より説明をお願いしたいと思います。

○事務局　それでは、「軽微な延刻等」にかかわる手続の状況等について5件御報告させていただきます。

1件目、店舗名称は京阪モール、京阪京橋駅直結の商業施設でございます。所在地は都島区東野田町2丁目1番38号です。設置者は、京阪ホールディングス株式会社。小売業は、株式会社京阪百貨店ほか92者となっております。

今回の届出事項は、駐輪場の収容台数、開閉店時刻、駐車場を利用することのできる時間の変更で、平成29年1月17日に届出があったものでございます。変更日は、駐輪場の収容台数の変更については平成24年11月1日、開閉店時刻、駐車場の利用時間の変更については平成29年3月17日で、用途地域は商業地域となっております。

変更内容でございますが、駐輪場の収容台数については0台から72台に増やす変更をするものとなっております。この店舗につきましては、大店立地法施行前からの建物でして、店舗面積に変更はないことから指針に基づかない収容台数となっております。

次に、開閉店時刻について変更前は午前10時から午後9時までとなっていたところ、変更後は午前10時から午後12時に変更するものとなっております。駐車場を利用することのできる時間帯について変更前は午前6時から午後12時までとなっていたところ、変更後

は午前6時から翌午前0時30分に変更するものとなっております。

縦覧期間は、平成29年2月3日から平成29年6月5日、住民意見なし、本市意見なしとしております。

軽微区分は、駐輪場の収容台数及び営業時間、駐車場の利用時間の変更で、変更内容が夜間時間帯に係るものの騒音及び交通に関する検討の結果、変更前後と比して周辺的生活環境に及ぼす影響がほとんどないと認められるものとしております。

続きまして、2件目。店舗名称は近鉄百貨店上本町店、近鉄上本町駅直結の商業施設で、所在地は天王寺区上本町6丁目1番55号です。設置者及び小売業者は、株式会社近鉄百貨店となっております。

今回の届出事項は開閉店時刻の変更で、平成29年2月28日に届出があったものです。変更日は、平成29年4月1日。用途地域は商業地域でございます。

変更内容ですが、開店時刻について変更前は午前9時30分から午後9時までとなっていたところを、変更後は中2階の一部店舗のみ午前9時30分から午後10時までに変更するものでございます。

縦覧期間は、平成29年3月11日から平成29年7月18日、住民意見なし、本市意見なしとしております。

軽微区分は営業時間の変更で、変更内容が夜間時間帯になるものの騒音及び交通に関する検討の結果、変更前後に比して周辺環境に及ぼす影響がほとんどないと認めるものとしております。

続いて、3件目。店舗名称は、KOHYO難波湊町店、JR難波駅から40メートルの商業施設で、所在地は浪速区湊町2丁目5番5です。設置者及び小売業者は、株式会社光洋となっております。

今回の変更事項は駐輪場の設置の変更で、平成29年3月1日に届出があったものです。変更日は、平成29年3月13日。用途地域は商業地域です。

変更内容ですが、駐輪場の位置の変更について変更前は建物北側に74台、南側に53台あったところ、変更後は建物北側に25台、南側に24台、東側に78台設置するものです。こちらは変更前の配置図、こちらが変更後の配置図です。

縦覧期間は、平成29年3月17日から平成29年7月18日、住民意見なし、本市意見なしとしております。

軽微区分は、駐輪場の位置変更で、当該変更後で施設等の稼働時間に変化は生じず、周辺的生活環境に及ぼす影響はほとんどないと認められるものとしております。

4件目、店舗名称は関西スーパー今福店、地下鉄鶴見緑地線今福鶴見駅から90メートルの商業施設で、所在地は城東区今福東2丁目3番です。設置者及び小売業者は、株式会社関西スーパーマーケットとなっております。

今回の届出事項は、駐輪場の位置の変更で、平成29年3月3日に届出があったものです。変更日は平成29年3月14日。用途地域は商業地域となっております。

変更内容ですが、駐輪場の位置の変更について変更前は建物東側に62台、北側にバイク7台であったところを、変更後は建物東側に62台、北側に原付7台設置するものです。こ

ちらは変更前の配置図、そしてこちらは変更後の配置図です。

縦覧期間は、平成29年3月17日から平成29年7月18日、住民意見なし、本市意見なしとしております。

軽微区分は、駐輪場の位置の変更で、当該変更前後で施設の稼働時間に変化が生じず、周辺的生活環境に及ぼす影響はほとんどないと認められるものとしております。

最後、5件目です。店舗名称は出光ナガホリビル、地下鉄心斎橋駅及び地下鉄長堀橋駅から350メートルの商業施設で、所在地は中央区南船場3丁目6番です。設置者は出光興産株式会社及び株式会社青山レジデンス、小売業者はジュエリーサロン東京堂ほか8者となっております。

今回の届出事項は、駐車場の収容台数と開閉店時間の変更で、平成29年3月3日に届出があったものです。変更日は、駐車場の収容台数の変更は平成29年11月3日、開閉店時刻の変更は平成24年4月。用途地域は、商業地域です。

変更内容ですが、駐車場の収容台数の変更については、変更前は建物地下2階に25台あったところを、変更後は10台にするものです。開閉店時刻につきましては、変更前は午前10時から午後10時であったところを、変更後は一部店舗のみ24時間営業にするものです。

縦覧期間は、平成29年3月17日から平成29年7月18日、住民意見なし、本市意見なしとしております。

軽微区分は、駐車場の収容台数の変更及び営業時間の変更で、変更内容が夜間時間帯にかかるものの騒音及び交通に関する検討の結果、変更前後に比して周辺的生活環境に及ぼす影響はほとんどないと認められるものとしております。

以上で報告を終わります。

○加藤会長　　ありがとうございました。今の軽微な案件に関する説明について、御質問ございませんか。

○扇長委員　　不思議に思ったのですが、最初の京阪モールの変更日ですけど、①のほうは平成24年になっているのですが、5年間も届出していなくても構わないのでしょうか。

○事務局　　法的に、増やすことについては特に届出が必要ないのですが、今回、他の変更が出たので、一緒に届け出られたということです。

○扇長委員　　わかりました。

○事務局　　他の案件の駐輪場の位置の変更については、駅の近くなので、無断で駐輪する方が増えたので、横置きにして鍵をつけたという感じです。最後の案件の24時間はコンビニです。

○加藤会長　　この案件では、地下の駐車場が25台から10台になった。これはきちんとデータを出してきているのですか。

○事務局　　そうです。

○加藤会長　　いかに駐車場が使われていないということを証明したわけですね。それは、軽微な案件になるということですか。

○事務局　　はい。

○加藤会長 要するに専門的な見地から、計算は妥当であるとかは必要ないということですか。

○吉田委員 駐車場のほうも結局は平均値でしかないのですが、少なかった場合減らすのはいいのですが、その後のスペースをどう使うのかということを確認しておかないと、ここの店舗では多分ないと思いますが、物販系だと屋台みたいに違うものを置くようなこともあり、要するに後からそのスペースを違う用途に使い始めるということが多々あり得るので、その後の使い道についてもきちんと確認しておかないといけないと思います。ひどい場合は駐車場のあったところにマンションを建ててしまうような例もあります。

○事務局 ここについては月極めに変更されるようです。

○吉田委員 そういうのをきちんと調べておいたほうが、いいかなというのがひとつですね。それから、資料の14、15ページの駐輪場の位置変更というところで、塗りつぶされているところは余り変わらないのですが、台数が増えたり減っていたりというのがありますが、これ具体的にどうなっているのでしょうか。例えば北側は74台あったのを25台に減らしていますが、ほぼ同じスペースを使っていますよね。

○事務局 全部機械式の駐輪場になっています。北側の25台についても、同じです。普通に置くだけではなく、防犯も兼ねているのかもしれない。無断駐輪が多いので整理も大変だったようです。

○吉田委員 基本的に変更前後というのは、機械式のものを入れたからということですね。

○事務局 そうです。

○加藤会長 よろしいでしょうか。軽微な案件でもいろいろ意見は出てきますね。

○吉川委員 今の御説明は湊町の案件でしょうか。

○事務局 関西スーパーも同じです。それも同じ理由で、とにかく駅が近いので無断駐輪があるようです。

○加藤会長 ほかによろしいですか。

それでは、市長から依頼がありました新設案件2件と変更案件5件についての調査審議は以上で終了したいと思います。市長に対する意見具申の文書をまとめることになりますが、文書内容などにつきましては、御一任いただけますでしょうか。

それでは、御一任いただき、必要な手続を行ってまいりたいと思います。

それでは、長時間にわたりまして御審議いただきありがとうございました。本日の議事は全て終了いたしました。御苦労さまでした。

○事務局 会長どうもありがとうございました。委員の皆様方、本日はお忙しい中、まことにありがとうございました。これをもって本日の審議会を終了させていただきます。

閉会 午前11時08分